

「全銀協 TIBOR における新運営機関の設立・運営見直しに関するシンジケート  
ローン取引実務への影響について」の公表にあたって

シンジケートローン取引において参照されることの多い全銀協 TIBOR については、現在全銀協 TIBOR を運営する一般社団法人全国銀行協会（“全銀協”）により、英国における BBA-LIBOR の不正操作問題や証券監督者国際機構等の国際機関における金融指標の信頼性・透明性に関する議論を踏まえ、平成 25 年 12 月に「全銀協 TIBOR の運営見直しに関する報告書」及び「全銀協 TIBOR 行動規範（Code of Conduct）」<sup>\*1</sup>が公表され、また、平成 26 年 3 月には「一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関の設立について」<sup>\*2</sup>が公表されたことに伴い、この平成 26 年 4 月 1 日より、全銀協が新たに設立する一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関（“JBA TIBOR Administration : JBATA”）が運営を行うこととなっています。

日本ローン債権市場協会では、国内のシンジケートローン取引において、上記全銀協 TIBOR が基準金利として参照されることが多い背景を鑑み、今般、実務影響の有無や対応に関する検討を行い、公表することと致しました。

本検討に含まれる法的論点については、森・濱田松本法律事務所様（佐藤 正謙弁護士・青山 大樹弁護士・久保 圭吾弁護士）より監修をいただいている他、別途作成いただいたメモランダムを併せて公表することと致します。

本協会といたしましては、今回公表する資料が、シンジケートローン取引の拡大やシンジケートローン市場の発展の一助になれば幸いです。

平成 26 年 4 月  
日本ローン債権市場協会 事務局

---

\*1 全銀協 HP : <http://www.zenginkyo.or.jp/news/2013/12/27103000.html>

\*2 全銀協 HP : <http://www.zenginkyo.or.jp/news/2014/03/13173001.html>